

**「防災行政無線システム更新事業」に係る**

**公募型プロポーザル実施要領書**

**令和8年6月**

**長崎県小値賀町**

## 「防災行政無線システム更新事業」に係るプロポーザル実施要領

### 1. 要領の目的

本要領は、「防災行政無線システム更新事業」における受注者の選定を価格競争のみによらず、企画力、技術力等の点から選定を行う公募型プロポーザル方式で実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### 2. 本事業の委託目的

小値賀町（以下「発注者」という。）では、老朽化した防災行政無線の放送設備の更新を行い、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援を受けることにより、当該設備の充実や難聴地区の課題解決等を防災行政無線の整備により実施するとともに、将来的にも拡張性・汎用性の高いシステムを構築することを目的とする。

### 3. 事業概要

#### (1) 件名

防災行政無線システム更新事業（以下「本事業」という。）

履行期限：契約締結の日から令和10年1月31日（月）まで

#### (2) 履行場所

小値賀町一円

#### (3) 事業内容

別添の防災行政無線システム更新事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に基づき防災情報通信システムの整備を行う。

#### (4) 応募価格要件

上限額金：330,000,000円（消費税を含む）

##### ■年度別内訳

令和8年度 130,000,000円

令和9年度 200,000,000円

※上記上限額は、予定価格ではない。

上記上限額は、本事業に掛かるすべての費用を含むものとする。

応募者は、上記上限額を超えない範囲で見積もりを提出すること。

### 4. プロポーザルの日程

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1) 公募開始       | : 令和8年6月12日（金）          |
| (2) 参加表明書提出期限  | : 令和8年6月26日（金）午後3時まで    |
| (3) 参加資格結果通知   | : 参加表明書等受領日から2営業日以内【予定】 |
| (4) 質問締切日      | : 令和8年7月3日（金）午後3時まで     |
| (5) 質問に対する回答期限 | : 令和8年7月8日（水）           |
| (6) 提案書等提出締切日  | : 令和8年7月22日（水）午後3時まで    |

- (7) 審査（ヒアリング） : 令和8年7月28日  
(8) 審査（ヒアリング）結果の通知日 : 令和8年7月31日

## 5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告日において、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 小値賀町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に規定する入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 提案書等の提出日において、国税、地方税の滞納がないこと。
- (4) 調達を予定している製造メーカーが公告日以前6か月において、国および地方自治体工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けておらず、指名停止期間でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 小値賀町暴力団排除条例を遵守し、発注者の契約等から排除する措置の対象となる者でないこと。
- (8) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (9) 建設業法第15条の電気通信工事について、特定建設業の許可を得ており令和8年6月9日を審査基準日とする法第27条の23第1項の規定による経営審査を受けており、当該総合評価値が1,000点以上であり総合評価値通知書（写）が提出できること。
- (10) 建設業法第26条の主任技術者（電気通信工事）の資格を有する専任者を配置できるものであること。なお、当該配置する技術者は、本資格確認申請のあった日において、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- (11) 過去10年以内（平成28年度～令和7年度）に日本国内において、同種同規模工事の元請完工実績を有していること。（工事が完成したもので、かつ財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という）に登録されているものに限る。）
- (12) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有するもの）の登録を受けていること。
- (13) 九州内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

- (14) デジタル防災行政無線（同報系）の機器製造者又は同製造業者から機器供給証明書（又は類似証明書）を受領しているものであること。なお、参加にあたり、同一の機器製造業者又は同製造業者の関係する1社のみ参加とし複数社の参加は認めない。

## 6. 選定方法

### (1) 実施方式

公募型プロポーザル方式

### (2) 審査方法

審査は「防災行政無線システム更新事業プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、次のとおりヒアリングを実施する。

ア 実施概要は下記のとおりとする。

- ①実施場所 : 小値賀町役場内
- ②審査員構成 : 町職員他 計9名（予定）
- ③実施予定日 : 4. プロポーザルの日程参照
- ④時間 : 50分（説明30分、質疑応答20分）
- ⑤出席者 : 5名まで

イ ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

（ヒアリングの順番は発注者において決定する。）

ウ ヒアリングでは、提案書に記載された事項についてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

エ ヒアリング時の追加資料は受理しない。

オ 参加者の責によりヒアリングに出席できなかった場合は、提案書の内容について確認できないため、評価しない。

カ 審査（ヒアリング）結果の通知日

: 4. プロポーザルの日程参照

キ 審査（ヒアリング）結果の通知方法

最優秀提案者と次点者を町ホームページに公表するとともに、全参加者へ書面にて通知する。

ク 注意事項

- ①審査当日は、プロジェクター及びスクリーン等は発注者が準備する。  
パソコンは、参加者が用意すること。
- ②準備はヒアリング開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。
- ③提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価の対象としない。

### (3) 評価基準

別紙「防災行政無線システム更新事業評価基準書」による。

## 7 手続等

### (1) プロポーザル関係書類の配布

#### ア 配布

町ホームページから関係資料をダウンロードすること。

#### イ 配布期間

令和8年6月12日（金）～令和8年7月22日（水）

### (2) 応募方法

ア 本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加表明書」（様式1）及び下記関係書を以下のとおり提出すること。

(ア) 会社概要書（様式2）

(イ) 導入実績書（様式3）

過去10年以内の他市町村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事の日本国内での実績を記入し提出すること。なお、工事が完了していない契約については記載しないこと。

また、記載した工事案件について、CORINSの写しも添付すること。

(ウ) 経営事項審査通知書の写し

(エ) 建設業許可書の写し

(オ) 履歴事項全部証明書の写し（3カ月以内）

(カ) 電波法による点検事業者登録証の写し

(キ) 配置予定技術者調書（様式4）

配置予定技術者の資格者証の写し及び雇用証明の写しを添付すること。

(ク) 小値賀町暴力団排除条例に係る誓約書（様式5）

(ケ) 採用するデジタル防災行政無線（同報系）の機器供給証明書（任意様式）

5項「参加資格」（14）が証明できる書類

イ 提出期限 : 4. プロポーザルの日程参照

※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

ウ 提出方法 : 窓口受付（郵送・メール・FAXは不可）

エ 受付場所 小値賀町役場 総務課 総務防災係

### (3) 参加資格の可否及び喪失

発注者は、参加表明書を提出した者について、提案資格を満たしているかを確認し、参加資格審査通知書兼提案書等提出依頼書をメールにて通知する。メールを受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

ア 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

イ 本事業の契約締結を行うまでの期間中に、5項「参加資格」の要件に該当しなくなったとき。

#### (4) 参加辞退

参加表明書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、「辞退届」(様式6)に必要な事項を記載の上、12項「連絡先」へ持参又は電子メールで送付すること。なお、電子メールを送付した場合は、その受信確認の電話を行うこと。

#### (5) 本事業に関する質問および回答

本事業に関する質問がある場合は、「質問書」(様式7)に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり提出すること。

ア 質問書提出締切り : 4. プロポーザルの日程参照

イ 質問方法

質問書を12項「連絡先」へ電子メールに添付し送付すること。

※電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問書」とし、wordデータのままで添付ファイルで送付すること。(PDFなどへ変換しないこと)

※電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問者名を伏せたうえで発注者ホームページにて回答する。

質問に対する回答期限 : 4. プロポーザルの日程参照

### 8 提案書等の提出

#### (1) 提案書の作成上の留意点

ア 様式は自由で、表紙には「防災行政無線システム更新事業提案書」と記載するとともに、正本には、提案者名を記載し、代表者印を押印すること。(様式8)

イ 提案書はA4判・横置き・横書き30ページ以内(表紙、目次はページ数に含まない)で作成し、A4ファイルに綴じて提出する。図面等はA3判でも可とするが、A4判に折り込むこととし、A4版2頁分とする。

ウ 文字の大きさは原則として11ポイント以上とし、すべて片面印刷とすること。

エ 技術提案書作成にあたっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うために、着色や図表等を採用しても構わない。また、誇大な表現を避け、より現実に近い表現とすること。

オ 図面における説明の記入、着色は自由とする。

カ 別紙「防災行政無線システム更新事業評価基準書」に掲げる項目について必ず網羅した上で作成すること。

なお、順番についても、同表に掲げる項目の順番に合わせること。

キ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めること。

ク 提案内容は、見積書で提示した金額の中で実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

#### (2) 工事費見積書の提出

ア 工事見積書については、設計を含めた費用を見積もること。

- イ 工事見積額は、3項「事業概要」(4)「応募価格要件」に示した上限額を超えない範囲で作成すること。要求水準書にない応募者が独自に提案した追加機能や工事などの関連費用も含めて算出すること。
- ウ 設備規模・数量等は、「要求水準書」に準じて費用を見積もること。既存設備の撤去費用も含めること。
- エ 見積様式は自由とするが、可能な限り種別・項目ごとに細分化し、消費税相当額を含んだ合計金額を記載すること。
- オ 正本には代表者印を押印すること。

(3) 維持費見積書の提出

- ア 整備後 15 年間の維持費用について年度ごとに算出すること。ただし、引渡後 1 年間は契約不適合責任期間とし、受注者が無償で保守対応を行い、2 年目以降の 15 年間の維持費を算出すること。
- イ 見積項目には、保守点検費用、再免許申請費用、電波利用料、消耗品定期交換、ライセンス関係、通信回線料等の経費の構成に分類して計上すること。
- ウ 見積様式は自由とする。見積金額は消費税相当額を含んだ合計金額を記載すること。
- エ 正本には代表者印を押印すること。

(4) 提案書等の提出期限等

- ア 提出期限 : 4. プロポーザルの日程参照  
 ※ただし、提出受付は、土日祝日を除く開庁日のみとする。  
 ※提出した書類は、期限内であっても差替え等を認めない。  
 ※期限内に提案書等の提出が無かった場合は、辞退したものとみなす。
- イ 提出方法 : 窓口受付 (郵送・メール・FAX は不可)
- ウ 提出先 : 小値賀町役場 総務課 総務防災係
- エ 提出部数 : 正 : 1 部  
 (表紙及び各見積りに代表者印が押印されたもの)  
 : 副 : 9 部 (正の写し)

9 契約等

(1) 契約手続き

本事業の契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。

(2) 契約方法

- ア 選定された最優秀提案者と本事業における契約の締結交渉を行う。
- イ 発注者と最優秀提案者で協議のうえ、本事業における最終的な仕様を確定した段階で再度、見積書を求める。

ウ 選定された最優秀提案者と本事業における契約の締結交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は、最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点者と交渉を行うこととする。なお、本審査執行に参加者間の不正、違反が認められた場合、本選考結果は無効とする。

(3) 契約書

建設工事に関する入札及び契約執行事務処理要綱に基づき作成する。

(4) 再委託

事業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の事業などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

(5) 免責

発注者は、当該議案が議会で可決されなかった場合は、仮契約の相手方に対して、いかなる責任も負わない。

1.0 参加者の費用負担

参加申込、提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。

1.1 その他

- (1) 提案の著作権は、各応募者に帰属する。ただし、発注者が必要とするときは、応募者と協議の上、無償で使用することができるものとする。
- (2) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (3) 本プロポーザルに係る提出物は返却しない。発注者の保存期限経過後に破棄する。
- (4) 応募者の採点順位は、公表することができるものとする。
- (5) 提出された書類に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提出書類に不足又は、虚偽の内容があった場合。
  - イ 記載すべき事項の全部又は、一部が記載されていないもの。
  - ウ 見積金額が上限額を超えているもの。
- (6) 参加を表明した者が1社であっても、審査を行い評価の点数が基準点を超えた場合は、有効とする。
- (7) プロポーザル提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (8) プロポーザルの公募開始日から委員会において選考が終了するまでの間、審査委員への接触及び担当係に対する営業活動は禁止する。

1 2 連絡先

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1

小値賀町 総務課 総務防災係

電話 0959-56-3111

FAX 0959-56-4185

Mail [bousai@town.ojika.lg.jp](mailto:bousai@town.ojika.lg.jp)

## 防災行政無線システム更新事業評価基準書

### 1. 審査方法

防災行政無線システム更新事業（以下「本事業」という。）の受注者の選考方法は、技術提案・具体性・実現性・保守管理等及び見積価格等の総合的な評価によって最優秀提案者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

本評価基準書は、実施要領・要求水準書に基づき、提出された提案書類を可能な限り客観的に評価して最優秀提案者を決定するための基準を示すものである。

### 2. 評価手順

#### (1) 提出書類の確認

小値賀町（以下「発注者」という。）は、提出された書類が全て揃っていることを確認する。

#### (2) 審査（ヒアリング）

防災行政無線システム更新事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容のうち、技術提案等を審査基準に基づき評価し、細部の確認や、具体性・実現性や信頼性等を確認し、その優劣で点数化を行い、最終的な採点を実施する。

#### (3) 最優秀提案者の選定

審査（ヒアリング）の結果、もっとも評価点の高い者を最優秀提案者として選定する。

#### (4) 契約候補者の決定

発注者は、最優秀提案者と契約内容を協議し、合意に至った場合に契約候補者とする。合意に至らなかった場合は、次点の提案者と協議する。

評価基準

評価項目	評価内容	配点
提案者に係る評価	町の求める事業に係る実績及び企業財務状況	10
提案書に係る評価	提案書の構成・明瞭性	5
	町の状況の把握の適切性	5
技術提案の適切性	要求水準に対する適合性	5
	長寿命離島環境適合性	5
	町固有の整備状況の持続性	5
	情報伝達の適切性	5
	利便性	5
	高度化・安全性	5
	耐災害性	10
施工提案	実施体制	5
	スケジュール提案の妥当性	5
	運用・保守体制の充実	5
提案価格	工事費	10
	保守管理費	10
提案の実現性・意欲など		5
合 計		100